一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町奥山字矢谷二七〇の一、二七六、二八〇から二八二まで、二八三の一から二八三の四まで、二八五、字岩尾三六四から三六六まで、字松尾三六八から三七〇まで、三七二、三七四から三八二まで、字ヒヌバタ三八三から三九二まで、字ヲトシ三九三、三九四、字矢ノ谷三九九の一、四〇〇の一、四〇一の一、四〇二から四〇八まで、四〇九の一、四一〇、四一一の一、字山中四一二の一、四一三の一、四一四の一、四一七の一、四一八の一、四一九の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十九日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町加美区市原字西ノ山六九二の九二、六九二の九四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西ノ山六九二の九二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十九日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町桐野字西ノ谷一九一の一から一九一の三まで、一九二から一九五まで、一九六の一、一九七、一九七の二から一九七の九まで、一九七の一一、一九七の一二、一九八から二二四まで、二二六、二二八から二三〇まで、二三三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西ノ谷二〇〇・二〇二・二〇三・二〇七・二〇九・二一〇・二一三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十九日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町日野辺字ズヘ一〇八、一一〇から一一四まで、一一五の一、一一五の二、一一六、字蔵持一三〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ズヘ一一〇から一一三まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一一五の一、一一六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十九日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市森尾字阿牟加四二から四六まで、四九、六三の一、六四の一、七一、七六から八一まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年七月二十九日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町加美区市原字北山六九三の七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）